

家庭ごみ有料化に伴う各種課題について

1	リバウンド.....	1
	（1）定義.....	1
	（2）併用施策.....	2
2	不法投棄.....	2
	（1）本市の現状.....	2
	（2）旭川市の場合（有料化実施 19 年 8 月）.....	3
	（3）帯広市の場合（有用化実施 16 年 10 月）.....	3
	（4）石狩市の場合（有料化実施 18 年 10 月）.....	4
	（5）対策.....	4
3	不適正排出.....	5
	（1）現状.....	5
	（2）対策.....	6
	① 意図的な不適正排出.....	6
	② 情報阻害による不適正排出.....	6
	【参考】 戸別収集について.....	7
	（1）戸別収集とは.....	7
	（2）導入理由は.....	7

1 リバウンド

(1) 定義

ごみ有料化を導入すると、その直後、一時的な減量効果が生じる。

しかし、実際排出量が有料化した場合の予想排出量を上回り、有料化しなかった場合の予想排出量に近づいていくことを『リバウンド』と言う。

ごみ処理手数料を低い水準に設定した場合、経済的インセンティブの働きが弱いため、リバウンドが生じやすいと言われている。

また、ごみ減量効果を持続させるため、併用施策や新規施策を推進することが、リバウンド対策として有効であると言われている。

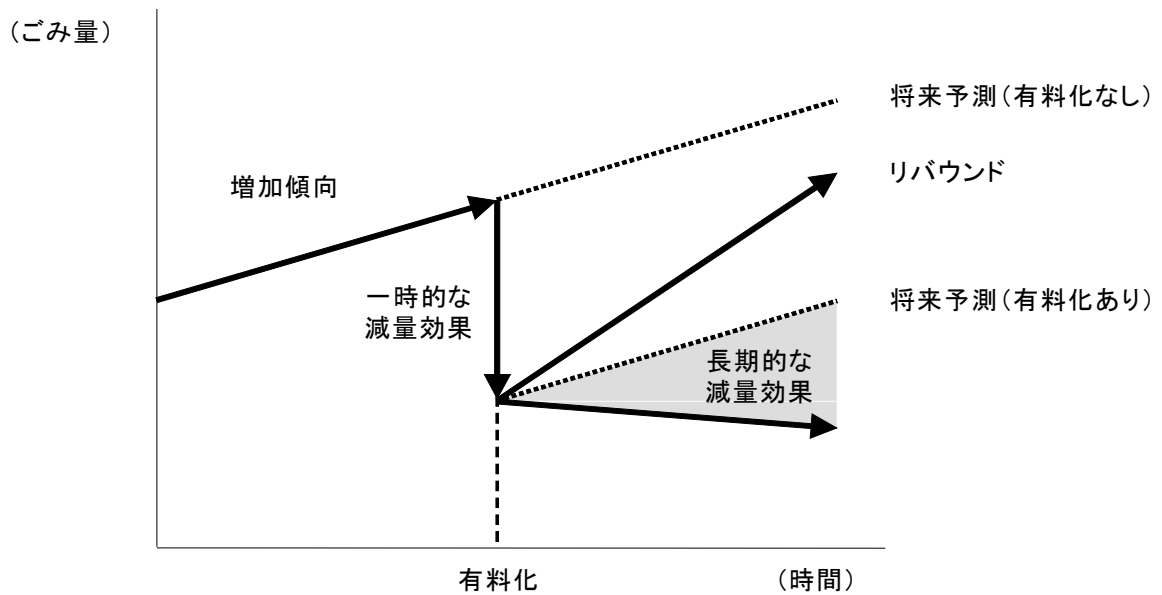


図 1 ごみ排出量が増加傾向の場合

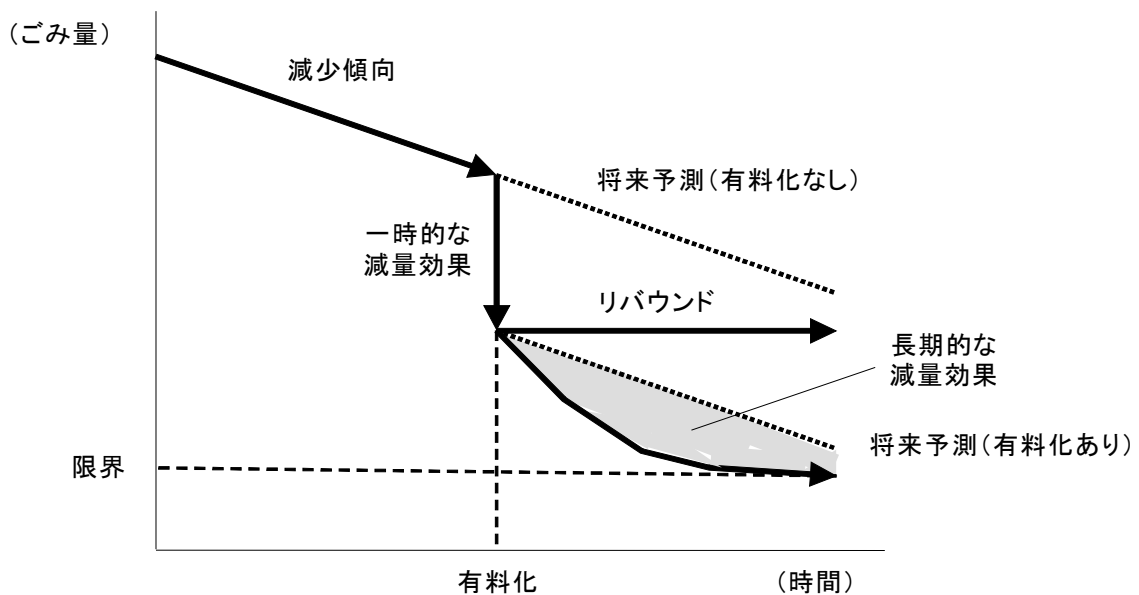


図 2 ごみ排出量が減少傾向の場合

(2) 併用施策

有料化を導入する際、他市では、資源ごみ分別収集や粗大ごみの有料化、生ごみ処理機の購入・助成、集団資源回収の支援・助成などを併行して実施している。

しかし、本市では、プラスチックの分別収集、生ごみ堆肥化容器助成、古着・古布の拠点回収、廃食用油の拠点回収、集団回収奨励金制度の導入など、すでに、様々なごみ減量・リサイクル推進施策を実施している。また、レジ袋に関する協定の締結やふれあい収集なども他市に先行して開始している。

本市の有料化併用施策としては、第5回審議会でも示したとおり、下記の5つの施策を考えているが、その効果を高めるために、環境教育や周知・啓発活動も強化していく。

また、ごみ全体の減量施策としては、家庭系ごみと同時に事業系ごみに関する施策も重要であり、事業系ごみ処理手数料の見直し等についても検討していく必要がある。

- ① 減免制度
- ② 大型ごみ処理手数料の適正化
- ③ 生ごみ減量化の推進
- ④ 紙類の分別収集
- ⑤ 集団回収事業の拡充

2 不法投棄

(1) 本市の現状

本市の不法投棄発見件数は、平成13年に「家電リサイクル法」が施行され、家電4品目（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン）の処分が有料となってから急激に増加した。

しかし、18年度をピークに減少傾向に反転しており、21年度は97件となっている。

その内訳を見ると、家電4品目に加えて、タイヤやスプリング入りマットレス等の市で処理できない品目の不法投棄が多い。

市では、12名の清掃指導員によるパトロールに加え、市が委嘱したパトロール員による監視、市民や町内会等からの情報提供を受け、警察署、北海道とも連携を図り、不法投棄の防止に努めている。

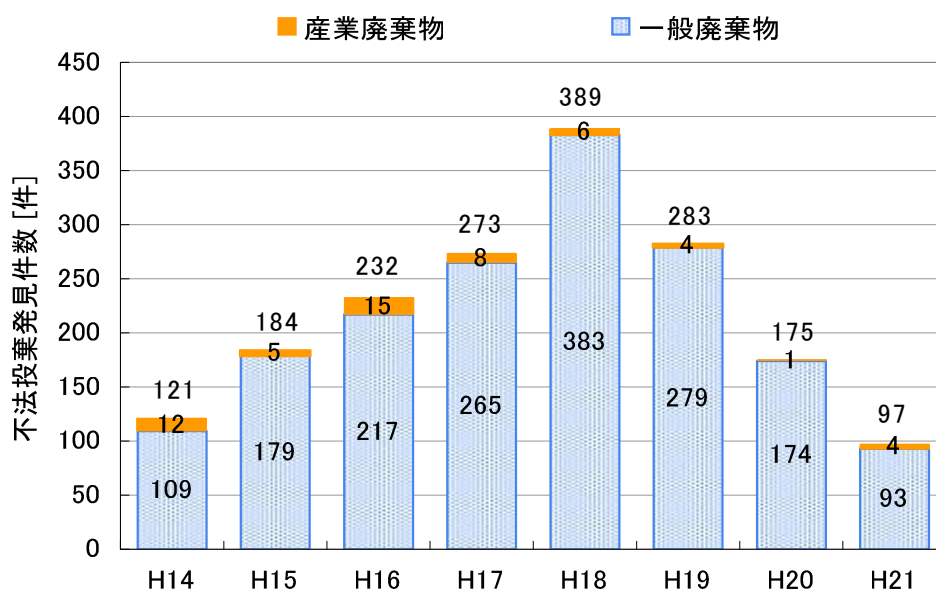


図3 本市の不法投棄発見件数の推移

(2)旭川市の場合(有料化実施 19 年 8 月)

旭川市の場合、有料化実施前の不法投棄発見件数は、560～600 件程度で推移していた。有料化実施に当たり不法投棄増加を懸念し、民間会社に委託して夜間・休日のパトロールを強化した。

しかし、20 年度の発見件数は 452 件であり、むしろ導入前を下回ったため、1 年間限りで取り止めている。

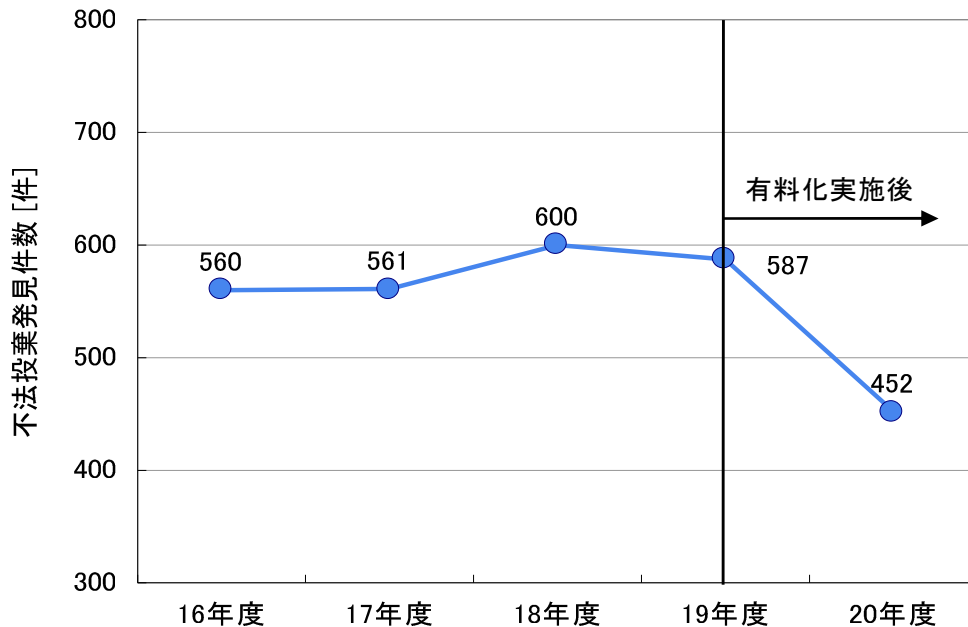


図 4 旭川市の不法投棄発見件数の推移

(3)帯広市の場合(有用化実施 16 年 10 月)

帯広市の場合、有料化実施時（16 年度）に不法投棄件数は 522 件であったが、21 年度はその 4 分の 1 以下の 121 件と大幅に減少している。

不法投棄対策としては、従来からの不法投棄多発地帯に立て看板を設置するとともに、平成 16 年 8 月から委託会社による夜間パトロールを実施している。

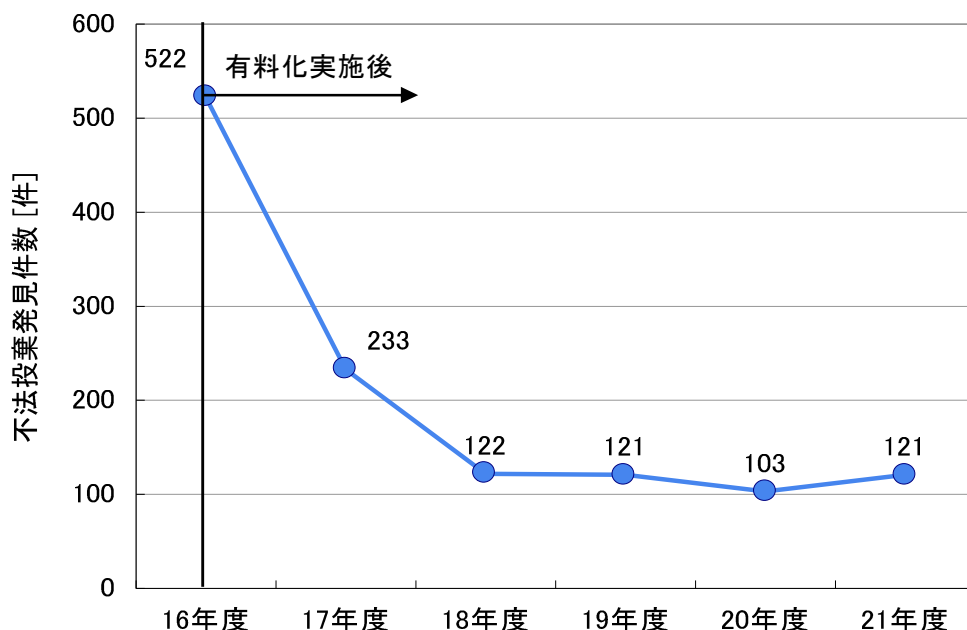


図 5 不法投棄発見件数の推移（帯広市）

(4)石狩市の場合(有料化実施 18 年 10 月)

石狩市の場合、有料化実施時の不法投棄対策として、監視パトロールを強化するとともに、ボランティア専用袋を作成し、町内会に配布して協力体制を整えた。

しかし、不法投棄発見件数は 19 年度 119 件、20 年度 101 件、21 年度 109 件と推移し、有料化実施後の不法投棄状況に変化は見られない。

なお、その後、有料化実施以前からの不法投棄多発地帯に、試験的に監視カメラ（ダミーも含む）を設置したところ、かなり大きな効果が見られた。

(5)対策

本市では、平成 13 年に「家電リサイクル法」が施行後、一時的に不法投棄が増加した。また、旭川市や石狩市では、一時的な増加も見られなかったものの、帯広市では、有料化実施年の不法投棄がピークとなっていた。

そのため、本市の場合、有料化実施直後には、一時的な不法投棄の増加が懸念される。

他市の事例を参考にすると、次のような不法投棄対策が考えられる。

- ① 不法投棄多発地帯への看板や監視カメラの設置
- ② 夜間・休日の監視パトロールの強化
- ③ 町内会や警察との連絡体制の確立

3 不適正排出

(1) 現状

ごみステーションにおける苦情やトラブルの一因となる不適正排出には、次のようなものがある。

- ごみ収集日や排出時間を守らない
- 適切に分別しない
- 大型ごみ等を違法に捨てる
- 指定された袋で排出しない

このような排出ルールを守らない不適正排出は、有料化実施に関わらず、現存する課題である。

20年度に実施した組成分析の結果では、燃やせるごみの中に、資源物が3.7%、不燃物が0.8%含まれていた。また、燃やせないごみの中の27.7%が資源物であった。

また、不適正排出のうち、ごみステーションに大型ごみ等を捨てる「不法持ち出し」については、17年度以降減少傾向にあり、昨年は943件であった。

今年度については、不法持ち出しも不法投棄もテレビだけが昨年を上回る見込みとなっているが、これは、来年7月の地上デジタル放送完全移行に伴い、テレビの買い換えが進んでいることが原因であり、本市に限らず、全国的な課題となっている。

市では、毎年、「クリーンとまこまい」や「ごみ収集カレンダー」を全戸配布するなど、ごみの適正排出に対する周知・啓発に努めるとともに、排出ルールが守られていない場合には、清掃指導員が調査・指導にあたっている。

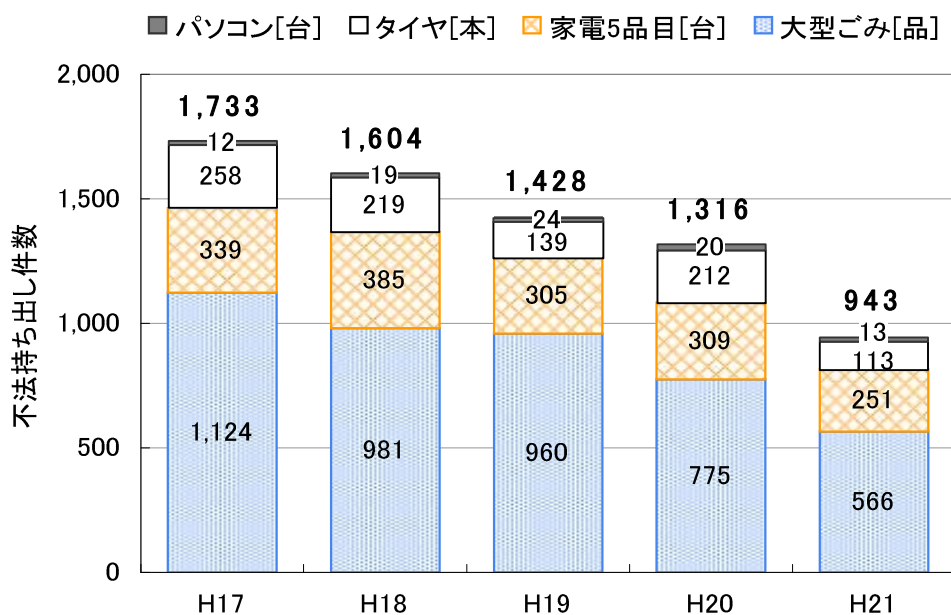


図6 本市の不法持ち出し件数の推移



図7 クリーンとまこまい



図8 ごみ収集カレンダー

(2) 対策

他市の事例を参考にすると、次のような不適正排出対策が考えられる。

- ① 表示や色等を工夫し、区別が一目で判別可能な指定ごみ袋の製作
- ② 中身が見え易く、異物混入の確認が容易な半透明袋の採用
- ③ 戸別収集の実施
- ④ ごみ集積所での市職員や町内会役員による指導・啓発
- ⑤ 集合住宅の管理人・所有者との連携
- ⑥ 指導員によるパトロール・指導
- ⑦ 町内会での説明会開催

既往の調査研究によると、特に有料化導入が起因となる不適正排出には、大きく分けて、二つのタイプがあるとされている。

また、「戸別収集の実施」が不適正排出対策として最も有効であると言われている。

① 意図的な不適正排出

理由	有効的な対策
経済的負担を免れようとする者	● 手数料の減免
指定袋購入の手間を面倒くさがる者	● 指定袋取扱店の増加

② 情報阻害による不適正排出

理由	有効的な対策
賃貸集合住宅に居住する単身赴任者・学生・外国人など、町内会に加入せず地域社会とのつながりが希薄な市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入手続き時における説明や有料指定袋のサンプル提供 ● 大学新入生ガイダンス時の説明 ● 集合住宅排出場所へ啓発看板等設置

【参考】戸別収集について

(1) 戸別収集とは

ステーション収集とは数十世帯に一つの割合で設置されたごみステーションにごみを排出し、ごみステーションからごみを収集する方式であり、戸別収集とは各家の玄関前等にごみを排出し、収集する方式のことである。

道内では、ほとんどの市町村が、ステーション収集を採用している。

(2) 導入理由は

他市の事例では、大きく下記 2 つの理由により、戸別収集を導入している。

- ① ステーション収集では不適正排出が多いため、排出マナーを徹底し、ステーション管理に対する課題解消のために、戸別収集を導入する。
- ② 新興住宅街等でステーション設置場所の確保が難しく、戸別収集を導入する。

札幌市は、昨年 7 月に有料化を実施し、収集はステーション方式を採用している。

しかし、“正しく分別されていない” “収集日・時間が守られていない” “カラスなどに荒らされてごみが散乱している” といった指摘もあり、今年 6 月に「家庭ごみ収集方法等に関する調査研究委員会」を立ち上げ、ごみ収集やごみステーションなどに関する課題に対する調査・研究を開始している。その中では、戸別収集もテーマの一つとなっている

なお、本市では、大半の地域がステーション収集を採用しているが、固定したステーション設置場所を確保できない地域等もある。

	戸別収集	ステーション収集
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自の家の玄関前等にごみを排出し、収集する方式のこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 数十世帯ごとに指定のステーションにごみを排出し、収集する方式のこと。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民がごみを排出し易い。 ● 高齢者の排出負担が軽減される。 ● 事業系ごみを切り離すことができる。 ● 排出マナーの改善が期待できる。 ● 分別排出が徹底される。 ● 個別の排出指導等を行い易い。 ● ごみ排出に対する責任感の醸成が図られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸別収集に比べ、効率的に収集できる。 ● 戸別収集に比べ、収集経費がかからない。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 作業量が多く、収集時間がかかるため、収集経費が増大する。 ● 排出者自身が収集箱等を設置する必要がある。 ● プライバシーの問題が指摘される。 ● 集合住宅ではステーション収集と変わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出マナーを完全に徹底できない。 ● 不適正な排出が見受けられる。 ● 排出者を特定できない。 ● 排出時刻等を守らず、カラス等によるごみの散乱が生じる。 ● ステーションの管理を町内会等で行う必要がある。